

## 船舶事故調査報告書

平成25年10月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年2月27日 19時30分ごろ～2月28日 00時20分ごろの間）
発生場所	不明（長崎県島原市所在の島原灯台から真方位126° 2.1海里（M）付近～同灯台から真方位053° 5.2M付近の間）
事故調査の経過	平成25年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 喜久丸、7.83トン NS2-10016（漁船登録番号）、個人所有 11.99m (Lr) × 2.97m × 0.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和56年3月21日
乗組員等に関する情報	船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月18日 免許証交付日 平成21年11月16日 (平成27年3月7日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長A）
損傷	プロペラ軸に曲損、同軸ブラケット取付部に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、小型底びき網漁のため、平成25年2月27日15時ごろ島原市島原港を出港した。 僚船（以下「B船」という。）の船長は、島原港北北西方の島原市島原新港東方沖で北進してえい網中、A船が、B船の前方をえい網して島原新港北東方2M付近で揚網した後、19時30分ごろB船の近くを南南東進するところを視認した。 A船は、28日00時20分ごろ、島原灯台から053°（真方位、以下同じ。）5.2M付近において、のり養殖施設に無人の状態で見入しているところをのり網の所有者に発見され、海上保安庁へ通報された。 A船は、28日午前中、僚船により、のり養殖施設から引き出され、島原港までえい航された。

	<p>操業中の漁船の乗組員は、8月17日島原港東方8km付近で漂流遺体を発見し、警察署に通報した。</p> <p>漂流遺体は、巡視艇に収容されて病院に運ばれた後、溺死と検案され、DNA鑑定の結果、船長Aであることが確認された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>A船が行う小型底びき網漁は、約4～5ノット(kn)の半速力で左回りに小さく旋回しながら、左舷側から網及び網口を広げるための桁の投入を行い、桁の両端につながっている股網を船尾両舷のたつから順次放して繰り出し、約9knの全速力にして引き網を繰り出した後、半速力に落とし、約3～4時間えい網するものであった。</p> <p>A船は、発見時、機関のクラッチレバーが前進及び操縦レバーが半速力の位置にあり、プロペラにのり網のロープを巻き込んで機関が停止し、舵は中央となっており、外板に衝突痕等は認められなかった。</p> <p>A船は、発見時、GPSプロッター（日本測地系）等の計器類が作動した状態であり、GPSプロッターには航跡が残されていた。</p> <p>A船は、発見時、左舷船尾側のたつに股網が引っ掛かっており、網及び桁は左舷船尾の船外に出ていた。</p> <p>A船のGPSプロッターに残されていた本事故当時の航跡によれば、A船は、島原港を出港して南東進し、島原灯台南東方沖2.5M付近で左転した後、北進及び北北西進を行い、島原新港北東方2M付近で反転して南南東進していた。A船は、その後、島原灯台から126°2.1M付近で左転を行い、左回りに小さく旋回した後、不規則に左回りに旋回しながら、北進及び東進し、島原灯台から053°5.2M付近で停止した。</p> <p>A船は、ふだん、次の網を入れてえい網中、船長Aが前の網の漁獲物を選別していたが、発見時、甲板上にあった漁獲物は選別されていなかった。</p> <p>船長Aは、固形式の救命胴衣が船内に残っており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>A船の操舵室には、発見時、船長Aの防水型携帯電話があった。  (写真1 のり網のロープを巻き込んだプロペラの状況、写真2 GPSプロッターの航跡1、写真3 GPSプロッターの航跡2、写真4 GPSプロッターの航跡3 参照)</p>
分析	<p>乗組員等の関与 不明</p> <p>船体・機関等の関与 不明</p> <p>気象・海象の関与 不明</p> <p>判明した事項の解析 船長Aは、溺死した。</p> <p>A船は、27日19時30分ごろ島原新港東方沖で南南東進してい</p>

	<p>るところを目撃された後、28日00時20分ごろ、島原灯台から053° 5.2M付近において、網及び桁が船外にあり、のり養殖施設に無人の状態で見入しているところを発見されたことから、この間において、島原灯台南東方沖で小型底びき網漁の投網を行った後、船長Aが落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>A船は、発見された際、機関のクラッチレバーが前進及び操縦レバーが半速力の位置にあって舵は中央の位置にあり、左舷船尾側のたつに股網が引っ掛かっており、網及び桁が左舷船尾の船外に出ていたこと、また、島原灯台から126° 2.1M付近で左回りに旋回した後、不規則に左回りに旋回しながら、北進などをしていたことから、島原灯台から126° 2.1M付近で投網を行ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が島原灯台南東方沖で小型底びき網漁の投網を行った後、船長Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中は救命胴衣の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。</li> <li>・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携帯することが望まれる。</li> </ul>

写真1 のり網のロープを巻き込んだプロペラの状況



写真2 GPSプロッターの航跡1



写真3 GPSプロッターの航跡2



写真4 GPSプロッターの航跡3

